

保全ニュース 九州

第48号 (2015年7月)

【今号の主なTOPICS】

- P1 官庁施設保全連絡会議について
- P2 台風、大雨等への備え
- P3 フロン排出抑制法について
- P4 保全ニュースのバックナンバーの紹介！！

■官庁施設保全連絡会議について

6月19日(金)、福岡第2合同庁舎にて、国のブロック機関の施設保全責任者を主な対象とした「九州ブロック官庁施設保全連絡会議」を開催しました。

国の26機関・34名の方に参加頂き、主に保全業務の施策に関する情報提供や意見交換を行いました。

7月には、九州の各地区にて、国、地方公共団体及び独立行政法人の施設管理担当者を対象に、**保全業務の実務に関する会議**を開催します(下表参照)。**施設管理に必要な基礎知識やポイントの解説も予定**していますので、是非ご参加ください。



【各会場の開催日程】

会 議	開 催 日	開 催 地	開 催 場 所
大分地区官庁施設保全連絡会議	平成27年7月15日(水)	大分市	大分河川国道事務所
宮崎地区官庁施設保全連絡会議	平成27年7月16日(木)	宮崎市	宮崎法務総合庁舎
熊本地区官庁施設保全連絡会議	平成27年7月22日(水)	熊本市	熊本地方合同庁舎
福岡・佐賀地区官庁施設保全連絡会議	平成27年7月24日(金)	福岡市	福岡第2合同庁舎
鹿児島地区官庁施設保全連絡会議	平成27年7月29日(水)	鹿児島市	鹿児島合同庁舎
長崎地区官庁施設保全連絡会議	平成27年7月31日(水)	長崎市	長崎法務総合庁舎

※会議の出席をご希望される場合は、保全指導・監督室又は各営繕事務所までご連絡下さい。

■BIMMS-Nに関するお知らせ

国の建物(官庁施設)の管理者にご利用いただいているBIMMS-N(官庁施設情報管理システム)についてのお知らせです。

●保全実態調査・官庁建物実態調査の入力期限にご注意ください！！

第1グループ(裁判所、内閣府、法務省、国土交通省、環境省、防衛省)の入力期間は、**7月17日(金)**まで、**第2グループ**(総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省)の入力期限は**7月31日(金)**までとなっておりますので、よろしくお願ひします。

第1・第2グループとも、**入力後、もし修正等がございましたら、保全指導・監督室又は各営繕事務所までご連絡ください。**

■「国家機関の建築物等の保全の現況」を公表しました

平成26年度にご報告いただいた「保全実態調査」の全国データの分析結果や保全業務の関連情報を「**国家機関の建築物等の保全の現況(平成27年3月)**」としてとりまとめましたので是非ご覧ください。

(掲載内容)

- ・国家機関の建築物等の保全の必要性
- ・保全実地指導及び保全業務の支援活動
- ・保全実態調査の結果と評価
- ・法令及び基準類の概要

国土交通省のホームページからダウンロードできます。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000005.html

■台風、大雨等への「事前の備え」

～ 施設管理者のみなさま、
今一度、ご確認ください !! ～

梅雨時期に入り、今後特に、台風や大雨への注意が必要な季節となりました。台風や大雨は建物やその周辺で、破損や公衆災害などの被害をもたらすこともあります。気象情報を確認し、建物の内外を点検し、必要な対応をとる「事前の備え」により、被害の防止や軽減も可能となります。

以下、「事前の備え」のための点検のポイント、主な点検箇所と対応策の例をご紹介します。

点検のポイント

- ① 強風による破損、転倒等の防止
- ② 庁舎からの飛散物による周辺への二次災害防止
- ③ 室内への雨水などの浸入防止
- ④ 自家発電設備等の業務継続に必要な機器等の確認

主な点検箇所と対応策の例



堆積物やゴミを除去する。
(地域によっては火山灰の堆積に注意)



ぐらつきがあれば、周囲（不良箇所の下部を含めて）の立入を禁止する。



外れた部品があれば、一時撤去する。
固定金物の状況を確認する。



固定を確認し、脱落のおそれがあれば、
専門業者等へ補修を依頼する。



強風による倒壊のおそれがあれば、
影響範囲の立入を禁止する。



排水状況が悪ければ、清掃を行う。



蓋に浮きがあれば、溝に溜まったゴミの
除去等を行い、確実に密閉する。



定期点検を実施し、点灯を確認する。
(不良があれば、専門業者へ補修依頼)



油量計を確認し、不足分を補充する。

今回ご紹介していない点検箇所もありますので、保全連絡会議で配付しています「台風対策直前点検表」も併せてご覧ください。

■フロン排出抑制法について

「フロン類の使用合理化及び管理の適正化に関する法律」(以下、「フロン排出抑制法」という。)が公布され、平成27年4月1日施行となりました。

フロン排出抑制法の施行により、**第一種特定製品(業務用(※注1)のエアコンディショナー又は業務用の冷蔵機器及び冷凍機器であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの)の点検等を実施すること**となりました。

(※注1) 家庭用の機器と業務用の機器を見分けるには、室外機の銘板、シールを確認してください。(平成14年4月、「フロン回収・破壊法の施行」以降に販売された機器には表示義務があり、第一種特定製品であること、フロンの種類、量などが記載されています。)
また、それ以前に販売された機器についても業界の取組等により表示シールの貼り付けが行われています。

1. フロン排出抑制法に基づき実施するもの

- ①適切な場所への設置
- ②所管施設における点検対象となる第一種特定製品の有無の確認
- ③点検対象における判断基準に基づいた点検(簡易点検及び定期点検)の実施
- ④対象となる機器に関する情報、点検や修理の実施状況、充填・回収したフロン類の情報等についての記録の作成(機器廃棄までの記録の保存)

2. 点検等の業務委託における留意点

簡易点検及び定期点検を業務委託により実施する場合は、**見積の収集等により適切な費用の算出が必要**となります。

管理者に求める点検(簡易点検・定期点検)の内容

	点検内容	点検頻度	点検実施者
【簡易定期点検】 全ての第一種特定製品 (業務用の冷凍空調機器)	・冷蔵機器及び冷凍機器の庫内温度 ・製品からの異音、製品外観(配管含む)の損傷、腐食、錆び、油にしみ並びに熱交換器の霜付き等の冷媒として充填されているフロン類の漏えいの徴候有無	・四半期に一回以上	・実施者の具体的な制限なし。
(上乗せ) 【定期点検】 うち、一定規模以上の業務用冷凍空調機器	・定期的に直接法や間接法による冷媒漏えい検査<定期点検>を実施。 ・都道府県による勧告等の対象となる義務的点検。	・7.5kW以上の冷凍冷蔵機器 :1年に1回以上 ・50kW以上の空調機器 :1年に1回以上 ・7.5~50kWの空調機器 :3年に1回以上	・機器管理に係る資格等を保有する者(社外・社内を問わない)。

「環境省ホームページ」より抜粋

※1 厨房がある施設では、冷凍庫・冷蔵庫も対象となります。

※2 当該機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が7.5KW以上の機器など

詳しくは、環境省のホームページをご覧ください。

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html

※「簡易点検の手引き(業務用エアコン編)」も載っています。

■今夏の電力需給対策について

今年5月22日(金)、政府の「電力需給に関する検討会合」において、「2015年度夏季の電力需給対策」が決定されました。

詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

※オフィスビルの管理者向け節電メニューも載っています。

■保全ニュースのバックナンバーの紹介!!

これまで全国の地方整備局等が発行した記事の中から、施設管理者の方々に役立てて頂きたい情報を抽出し、バックナンバーとして整理しました。(過去10年分)

記事は、保全や防災などの『テーマ』別、及び、建物の『部位』別に分類され、表の各分類項目をクリックすると該当するリンク集に移動します。

保全に関する情報が満載です。是非ご覧頂きまして、日々の業務にお役立てください。
(国土交通省HP) http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000010.html

官庁営繕

組織 予算 発注関連情報 報道発表資料 関連リンク サイトマップ

ホーム > 政策・仕事 > 官庁営繕 > 各地方局で発行している保全ニュース(リンク集)

各地方局で発行している保全ニュース(リンク集)

国土交通省の地方整備局等では、各地区の施設管理者の方々に「官庁施設の保全」についての情報提供を行うため、保全ニュースを発行しています。保全ニュースは、保全に関する法律・基準類から実際の設備機器の保全方法や防災時の対応方法など、多岐にわたる内容が掲載されています。

- 北海道開発局営繕部 「営繕だより のーす ういんど」
- 東北地方整備局営繕部 「保全ニュース どうほく」
- 関東地方整備局営繕部 「かんどう保全ニュース」
- 北陸地方整備局営繕部 「えいぜん通信@北陸」
- 中部地方整備局営繕部 「えいぜんれぼーと」
- 近畿地方整備局営繕部 「営繕インフォメーションばんざい」
- 中国地方整備局営繕部 「ちゅうごく保全ニュース」
- 九州地方整備局営繕部 「保全ニュース 九州」

保全ニュース等のバックナンバー

これまで発行した記事の中から、引き続き施設管理者の方々に活用して頂きたい情報を抽出し、バックナンバーとして整理しています。保全業務に関する情報が満載ですので、是非ご覧頂いて日々の保全業務にお役立てください。

記事は、保全や防災などの『テーマ』別、及び、建物の『部位』別に、それぞれ分類されています。
(※ 表の各分類項目をクリックすると、該当する分類別のリンク集に移動します。)

テーマ別分類一覧

保全業務	保全の実施に係るマネジメント	防災・減災
<ul style="list-style-type: none"> ● 法定点検 【制度全般】 【官公法、建築基準法に基づく点検】 【人事院規則に基づく点検】 【消防法に基づく点検】 【建築物衛生法に基づく点検】 【電気事業法に基づく点検】 【その他の法律に基づく点検】 ● 保全の基準に基づく「支障がない状態」の確認 ● 運転監視及び保守 ● 執務環境に関する衛生管理 (空気、環境、湿度、おすみ、昆虫等の防除) ● 清掃 ● 廃棄物の適正処理 (PCB、アスベスト等) ● 保全業務の委託契約 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保全実施体制 ● 保全計画 ● 保全台帳 ● 保全実態調査、官庁施設保全情報システム(BIMMS-E-N) ● 保全に関する会議・研修・講習会等 ● 保全指導・保全実地指導 ● 施設の長寿命化、老朽化対策等 ● その他 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震・津波 ● 風水害(暴風雨、洪水等) ● 雷害・凍害 ● 火災 ● 落雷・天然ガス・火山等 ● 製品の不具合情報 ● 災害、事故、故障等への対応 ● 業務継続計画(BCP) ● その他
	<p>情報・知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建築物・保全に関する用語の解説 ● 建築物の保全に関する方法 	<p>環境負荷の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 省エネ、地球温暖化対策 ● 節電

部位別分類一覧

建物外部	電気設備	防災設備
<ul style="list-style-type: none"> ● 屋根 ● 外壁 ● 外部建具 ● その他 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電灯・動力設備 ● 受変電設備 ● 自家発電設備 ● 通信・情報設備 ● その他(外灯、避雷設備等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 消防用設備(消火器、消火栓等) ● 非常用照明 ● 防火戸・防火シャッター ● 排煙設備 ● その他(避難器具等)
建物内部	機械設備	その他
<ul style="list-style-type: none"> ● 内壁・柱・梁 ● 天井 ● 床・階段 ● 内部建具 ● その他 	<ul style="list-style-type: none"> ● 空気調和設備(熱源を含む) ● 換気設備 ● 給排水・衛生設備 ● その他(浄化槽・井戸等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 中央監視・自動制御 ● 搬送設備(エレベーター等) ● 植栽・屋上緑化 ● その他 (門扉・扉・案内板・標示板・排水弁・マンホール・敷地内道路等)

読みたい項目を
クリック

事務局
九州地方整備局営繕部 調整課 保全企画係
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
TEL 092-476-3537
FAX 092-476-3486
Eメールアドレス tatemono-hozen@qsr.mlit.go.jp

保全指導・監督室 保全指導係 TEL 092-476-3539
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7
熊本営繕事務所 技術課 TEL 096-355-6122
〒860-0047 熊本市西区春日2-10-1
鹿児島営繕事務所 技術課 TEL 099-222-5188
〒892-0816 鹿児島市山下町13-21